

Title	租税に関するデータ移転とデータ保護： EUにおける税務執行共助指令とデータ保護法制を素材として
Sub Title	The transfer and the right to the protection of personal data in tax matters : directive on administrative cooperation and data protection legislation in the EU
Author	高橋, 里枝(Takahashi, Satoe)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.1 (2025. 1) ,p.301- 317
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	吉村典久教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250128-0301

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

租税に関するデータ移転とデータ保護

——EUにおける税務執行共助指令とデータ保護法制を素材として——

高 橋 里 枝

はじめに

- 一 租税分野に関係するEUデータ保護規範
- 二 DACとデータ保護法制の関係と問題
- 三 EU司法裁判所判決から導く規範
- 四 EU税務行政共助適用におけるデータ保護の保障
おわりに

はじめに

国家および国際機関は、グローバルな規模で行われる租税回避に様々に対応してきた。租税に関する情報の交換制度および義務的開示制度もそのような対応策の一翼を担っている。欧州連合（以下「EU」という。）もまた、租税回避対策においては単一国家の枠組みを超えて取り組んでいる。EUは、これまで情報交換および義務的開

示に関する指令⁽¹⁾をしばしば改正してきた。とくに、二〇一四年以降の改正は著しい。これは、経済開発協力機構 (OECD) による税源浸食と利益移転に係る行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting) (BEP S 行動計画)⁽²⁾に端をなす。

他方で、EUにおいては、二〇一八年に個人データの保護の権利を定めるEU一般データ保護規則 (以下「GDPR」という)⁽³⁾が施行された。EU条約の前文にも掲げられているとおり、EUの行動を裏付けけるものとして基本権を尊重しなければならない。基本権には個人データ保護が含まれ、EU機能条約第一六条およびEU基本権憲章 (以下「憲章」という) 第八条にその規定が置かれている。GDPRは、EU立法としてEU機能条約および憲章に規定された個人データ保護の権利を具体化した規則である。EU司法裁判所は、個人データ保護に係る事件において、高いレベルで個人データを保護することを示している。⁽⁴⁾EUにおける個人データ保護規範は、一貫して適用されなければならないところ、GDPRは租税に関するデータ保護に対しては十分に機能しないことと思われる。⁽⁵⁾これは、GDPR二三条に規定される留保条項により、脱税や租税回避を防止するという目的のためであれば、GDPRで定められているデータ主体 (納税者) の権利保障は制限されることになると考えられるからである。

租税条約等に基づき世界中で収集された個人データの交換が活発に行われている。とくに自動的情報交換制度において、大量のデータ (以下「ビッグデータ」という) が無差別に収集および転送されている。このことは、一方では、納税者の個人データ保護の権利を侵害している可能性があると思われ、他方では、ビッグデータは脱税や租税回避のリスクが高いケースを特定することに役立つ。GDPR制定により廃止されたデータ保護指令二九条に基づき創設されたデータ保護作業部会はその公表した「租税に関する個人データの国家間の自動交換文書」⁽⁸⁾において、自動的情報交換においてデータ保護の権利が損なわれる懸念があることを示している。

本稿では、租税に関する情報の交換制度および義務的開示制度とEUデータ保護規範の関係を論ずる。

一 租税分野に関係するEUデータ保護規範

(一) 第一次法に定めるデータ保護規定

基本権の保障を定めるEU条約六条は、憲章がEU条約およびEU機能条約（以下、両条約をあわせて「EU基本条約」という。）と同一の法的価値を有し憲章に掲げる権利、自由および原則を承認すること（一項）、欧州人権条約への加入（二項）、欧州人権条約により保障される基本権および加盟国に共通する憲法的伝統に由来する基本権がEU法の一般原則を構成することを規定している（三項）。EU司法裁判所の判例によれば、欧州人権条約は基本権の範囲を検討するにあたって、法の一般原則として尊重するのみである⁽⁹⁾。

また、加盟国の憲法に由来する基本権の尊重も法の一般原則を構成する⁽¹⁰⁾。

憲章八条に個人データ保護が定められている⁽¹¹⁾。同五二条には、権利保護が制限される場合、比例性原則に従うことが規定されている。

(二) 第二次法に定めるデータ保護規定——GDPRおよびデータ保護指令——

データ保護に関するEU立法として、GDPRがある。GDPRが制定されるタイミングで、その前身となるデータ保護指令（一九九五年発遣）が廃止された。二〇一二年のEU委員会は、「技術の進歩とグローバル化により、データ収集、アクセス、使用方法が大きく変化した。さらに、加盟国はデータ保護指令を異なる方法で実施しており、その結果加盟国によって法制度やその運用にばらつきが生じている」⁽¹²⁾とし、GDPRを提案した。

租税分野にも関係する条文は次のとおりである。

GDPR 五条（データ保護指令六条）…個人データ処理に関する原則

GDPR 一二条ないし二二条（データ保護指令一〇ないし一二条）…データ主体の権利

GDPR 三四条（データ保護指令二一条）…個人データ侵害のデータ主体への通知

GDPR 二三条（データ保護指令一三条）…制限

GDPR 五条一項は、個人データ処理に関する原則（a）から（f）を規定している。⁽¹³⁾

（a）適法性、公平性、透明性

（b）目的制限

（c）データ最小限化

（d）正確性

（e）保存制限

（f）完全性、秘密保持性

GDPR 二三条一項は、GDPR で保障されるデータ主体の権利が留保される場合およびその要件について規定している。

管理者または処理者に適用される EU 法または加盟国法は、当該制限が基本権および自由の本質を尊重し、かつ、民主社会における必要性と比例性を満たしているとき、規定が一二条から二二条における権利と義務に相当する限りにおいて、立法的措置により一二条から二二条、三四条および五条に規定された義務と権利の範囲を制限することができる。

（傍線筆者）

（e）EU または加盟国のその他の一般的な公共の利益の重要な目的、通貨上、予算上および税制上の問題、公衆衛生

および社会保障を含むとくにEUまたは加盟国の重要な経済的財政的利益

GDPR二三条一項によれば、「必要性と比例性」を満たし「税制上の問題」がある場合において、データ主体に付与される権利保障は制限される。

二 DACとデータ保護法制の関係と問題

(一) DACとデータ保護法制の関係

一九七七年に直接税にかかる情報交換を定める最初のEU立法「直接税分野における加盟国の権限ある当局による執行共助に関する理事会指令」⁽¹⁴⁾が発遣された。当該指令は二〇一一年に廃止され、現在の情報交換指令の元となる指令（通称DAC1）⁽¹⁵⁾が立法された。DAC1は、その後七回改正され、最新は二〇二三年に制定されたDAC8⁽¹⁶⁾となっている。二〇二一年には、多国籍企業の税務関連情報の開示を義務化する指令が発遣された⁽¹⁷⁾。

いずれの指令においても、その前文に憲章に定める基本権を尊重しその原則を遵守することが盛り込まれている。さらに、DACは、データ保護指令またはGDPRに準拠しなければならないことも記載されている。例えば、DAC7では、「DAC1の枠組みで行われる個人データの処理は、GDPRおよび欧州議会および理事会規則（EU）2018/1725」⁽¹⁸⁾に準拠しなければならない。データ処理は、DAC1で、公共の利益、すなわち課税問題、脱税・租税回避の防止、税収の確保および公正な課税の促進を目的として規定されており、加盟国の社会的、政治的、経済的インクルージョンを強化する。したがって、DAC1では、データ保護に関する関連EU法への言及を更新し、本指令で導入されたルールに拡張する必要がある。これは、データ主体の権利保護を確保しなが

ら、GDPRおよび規則(EU) 2018/1725の文脈におけるデータ管理者およびデータ処理者に対し法的安定性を確保するという目的においてとくに重要である。本指令は、基本権憲章で定められている基本権を尊重し、その原則を遵守する。とくに、当該指令は個人データ保護の権利およびビジネスを行う自由が完全に尊重されることを目指す。」と述べられている。

GDPR施行後に発遣されたDAC7においては、本文にもGDPRを反映した条項が規定されている。DAC7の二五条一項には、「本指令に基づくすべての情報交換は、GDPRに服する。ただし、加盟国は、本指令を適切に適用するために、GDPR一三条、一四条一項、および一五条に規定されている義務および権利の範囲を、GDPR二三条一項(e)に規定される利益を保護するために必要な範囲に制限する。」と規定されている。

(二) 情報交換制度および義務的開示制度とデータ保護保障の抵触

租税条約等に基づく情報交換には、要請に基づく情報交換、自発的情報交換および自動的情報交換がある。先の述のとおり、自動的情報交換が個人データ保護の権利を侵害する可能性が最も高いと思われる⁽¹⁹⁾。

EU委員会が設立した金融情報の自動的情報交換に関する専門家グループは、二〇一五年に公表したレポートにおいて、データ保護の権利に照らして、DACには以下のような問題があると指摘している。第一に、比例性原則の問題である。無差別に選定したビッグデータの収集および転送は比例性原則に反する可能性がある。とくに、GDPR五条一項に規定されている六つの原則について、比例性原則に照らしての判断を要する。GDPR五条一項(e)保存制限については、Digital Rights Ireland事件判決⁽²¹⁾では、データ保全期間に関しても比例性原則で要求される限度を超えてはならないと判示された。第二に、EU加盟国以外の第三国のデータ保全状況の問題である。第三国が適切なデータ保護と機密保持を実施していない場合がある。第三に、交換された情報が脱

税や租税回避に関するケースとは無関係である可能性がある。

これまで、筆者の知る限り、租税に関する情報交換制度または義務的開示制度とデータ保護制度の抵触が争われた事件判決はない。ただし、情報交換指令D A C 6⁽²²⁾と憲章七条が争われた事件や租税情報の提供に関しG D P Rに反するか否かが争われた事件はいくつかある。これらの事件を分析・考察し、先に掲げた問題について、検討を試みる、

三 E U司法裁判所判決から導く規範

(1) Orde van Vlaamse Balies and Others 事件判決 (二〇二二年一月八日E U司法裁判所判決)⁽²³⁾

1 事実の概要

二〇一三年に制定されたベルギーの租税分野における行政協力に関する法律によれば、弁護士が弁護士秘匿特権に服する場合、他の関係する仲介者に書面でその義務を履行できない理由を通知することが義務づけられている。申立人である弁護士らは、弁護士が負う弁護士秘匿特権を侵害することなく、情報提供義務を履行することは不可能であるとし、訴えを起こした。ベルギーの憲法裁判所は、「当該ベルギーの法律は、憲章七条で保障される私生活を尊重する権利を侵害しているか否か」についてE U司法裁判所に先決付託した。

2 判旨

問題となる通知義務は、「アグレッシブなタックスプランニングに対抗し、脱税やそのリスクを防ぐとするD A C 1指令の目的を追求するために厳密には必要であるとは言えない。」

(1) Peter Puškar 事件判決 (二〇一七年九月二七日 EU 司法裁判所判決)⁽²⁴⁾

1 事実の概要

ピーター・プシュカル氏は、税務上の特定のリストに自らの名前を載せないように、また当該リストおよび財務局の電子システムから自らのデータを削除することを求めて、訴えを起した。スロバキア共和国最高裁判所は、「憲章七条および同八条の個人データ保護の権利は、個人データの保護の権利が EU において主にデータ保護指令を通じて実施され、加盟国が税務行政の目的で個人データのリストを当該関係者の同意なしに作成することを認めないと解されているところ、個人データが脱税対策のために公的機関に提供されるという事実自体が(個人データ保護を「筆者注」制限するか。)」について EU 司法裁判所に先決付託した。

2 判旨

「争点となっているリストは、当該規定に該当する可能性が高い。争点となっているリストの作成目的である租税の徴収と脱税対策は、当該規定の意味において公共の利益のために行われる業務である。その点において、データ保護指令六条一項(b)は、個人データが特定の明示的かつ正当な目的で収集されることを要求していることに留意する必要がある。アヴォカジェネラルの意見書一〇六項によれば、個人データの処理の目的は、データ保護指令七条(e)の範囲内で、管理者の業務と密接に関連していることが上げられる。したがって、データ処理の目的が明確にされている必要がある。また、争点となっているリストの作成が、本件で問題となっている公共の利益のために遂行される業務に必要であるかどうかは、とくに争点となっているリストの作成の正確な目的、リストに掲載されている人物が受ける法的効果、リストの公的性質を考慮して判断する。この点において、比例性原則が尊重されなければならない。」「この種の侵害が相応であると認められるのは、当該人物が関係のあ

る法人の取締役として活動していると疑う十分な根拠があり、すなわち、租税の徴収および脱税対策に対する公共の利益が損なわれる場合のみである。」とし、次のように結論づけた。「データ保護指令七条（e）は、データ主体の同意を得ることなく、加盟国当局が、争点となっているリストを作成することによって、租税を徴収し、脱税を防止するという目的で、個人データを処理することを妨げるものではないと解さなければならない。ただし、第一に、当該当局が国内法により同上の意味における公共の利益のために遂行される業務を付されていること、当該リストの作成およびデータ主体の名前の掲載が追求される目的を達成するために実際に適切かつ必要であること、ならびにデータ主体が正当に当該リストに含まれていると推定するに十分な根拠があること、第二に、データ保護指令によって課された個人データの処理の合法性に関する要件のすべてが満たされていることが、必要となる。」（傍線筆者）

（三）SIA「SS」事件判決（二〇二二年二月二四日EU司法裁判所判決）⁽²⁵⁾

1 事実の概要

SIA「SS」社は、ラトビアのオンライン広告サービスに特化した会社である。SIA「SS」社のウェブサイト広告には、中古車や中古バイクなどの車両も含まれていた。ラトビアの税務当局は、租税及び関税に関する国内法一五条六項⁽²⁶⁾に基づいて、SIA「SS」社に対し、広告主の電話番号、広告ウェブサイトに掲載された車両番号、および一定の期間に自動車のセクションに掲載された広告に関する情報を、データをフィルタリングできる形式で電子的媒体として提供するように要求した。SIA「SS」社は、当該要求はGDPR五条一項に定められた比例性原則またはデータ最小限化の原則に反するとして、訴えを提起した。ラトビア国内裁判所は、「相当量の個人データを含む情報の開示を求める税務当局による情報提供要求は、GDPR、とくに同五条一項

に準拠しなければならないか。」について EU 司法裁判所に先決付託した。

2 判旨

「個人データの所有者は問題の措置の対象範囲とその適用を管理し、最小限の要件を課すべく明確かつ適切な措置を講じなければならない。また、データの転送を受ける者は、データの悪用リスクを効果的に排除することを十分に保障しなければならない。したがって GDPR 二三条により採用される措置は、明確かつ適切であり、その適用は訴訟当事者にとって予測可能でなければならない。とくに、後者について、当該規制によって付与される権利の範囲が制限される可能性がある状況および条件を特定できるものでなければならない。これらのことから、加盟国の税務当局は、EU 法または国内法に明確かつ適切な法的根拠がない場合、すなわち GDPR 五条に規定される義務と権利の範囲が制限される可能性がある状況と条件を規定し、訴訟当事者が予測可能である場合を除いては、GDPR 五条の規定を逸脱することはできない。」とし、「加盟国の税務当局は、GDPR 二三条一項の意味における立法措置によって権利が付与されていない場合、GDPR 五条一項の規定に定める権利および義務を免除することはできない。」と結論づけた。

データ処理の期間が不特定であり、そのデータは無制限の量であることについて、「強調すべきは、GDPR 五条一項 (b)⁽²⁷⁾において、個人データは、特定の明確な目的のために収集されなければならない。第一に、データ処理の目的を決定しなければならない。第二に、処理の目的が明示的である、すなわち明確に記載されている必要がある。最後に、これらの目的は正当なものでなければならない。(中略) GDPR 五条一項 (c)⁽²⁸⁾にしたがい、個人データは適切かつ関連性があり、処理される目的に照らし必要なものに限定されなければならない。この点に関し、一貫した判例法によれば、そのようなデータ保護の原則からの逸脱および制限は、厳密に必要な範

囲内で実行されなければならない。したがって、データ管理者が、委託された公益目的の枠組みで行動しなければならず、一般的かつ無差別な方法で個人データを収集することはできない。」とし、「GDPRは、加盟国の租税立法を妨げるものではないものの、特定の目的に照らして個人データは収集しなければならず、当該データの収集期間は意図された一般の利益を達成するために厳密に必要な期間を超えない場合に限り、個人データを含む情報を要求できる」と結論づけた。(傍線筆者)

(四) 小 括

EU司法裁判所判決は、データ保護の権利保障にかかる判断についても、その制限の判断についても、データ主体(納税者)に優位な判断を示した。個人データの収集にあたっては、個人データが「特定の明示的かつ正当な目的」で収集されること、およびデータ処理の「目的が明確」にされていることを示した。換言すれば、データ主体に予測可能性を与えなければならない。脱税や租税回避防止のためにデータを収集する場合においても、その正確な目的や公的性質、データ主体が受ける法的効果を考慮して判断することを求め、その際に比例性原則が尊重されなければならないとした。データ主体のデータ保護の権利へ侵害が相応であると認められるのは、当該者が脱税や租税回避行為を行っているとは疑う十分な根拠があり、それによって租税の徴収および脱税対策に対する公共の利益が損なわれる場合のみであると示した。また、データの転送を受ける側においても、データの悪用リスクを効果的に排除することを十分に保障できなければならないことにも言及している。さらに、比例性原則に倣い、個人データは適切かつ関連性があり、処理される目的に照らし必要な範囲内に限定されなければならないとした。SIA「SS」事件判決において、ビッグデータに関し、「一般的かつ無差別な方法で個人データを収集することはできない」と判示した。

これらの判断は、GDPR 五条（データ保護指令六条）に規定する目的制限の原則およびデータ最小限化の原則を考慮して下された。取り上げた三つの判例から、GDPR の一貫した解釈により、租税データ以外のデータだけでなく、租税データに対してもデータ保護の権利保障の対象になり得るとする肯定的な見解をもたらすことができる⁽²⁹⁾。

また、Orde van Vlaamse Balies and Others 事件判決において、DAC1 指令の目的を追求するために厳密には必要でなければ、データの提供も制限され得ることが明らかとなった。

情報交換制度および義務的開示制度において、目的を明らかに、またその目的が正当であり、さらに目的になったデータ処理のみが、データ保護規範に反しないこととなる。換言すれば、「一般的かつ無差別な方法で個人データを収集することはできない」。

四 EU 税務行政共助適用におけるデータ保護の保障

先述した DAC の問題、すなわち比例性原則の問題、EU 加盟国以外の第三国のデータ保全状況の問題、および交換された情報が脱税や租税回避に関するケースとは無関係である問題について、検討する。

比例性原則の問題に関しては、先の判例から、GDPR 五条から、適切な措置を講じない場合にはデータ移転は認められない。特定の明示的かつ正当な目的を有し、「適切かつ関連性があり、処理される目的に照らし必要な範囲内に限定されなければならない」。

第三国のデータ保全状況に関する問題について、「データの転送を受ける側においても、データの悪用リスクを効果的に排除することを十分に保障できなければならない」と判示されている。わが国に関して言えば、EU

のGDPR法制化において、わが国の個人情報保護法は「十分性」を満たしていると見なされている。これにより、EU域内からわが国へ煩雑な手続をすることなく情報の移転が認められる。

交換された情報が脱税や租税回避に関するケースとは無関係である場合、さらに言えば無差別のビッグデータの処理については、「一般的かつ無差別な方法で個人データを収集することはできない」と判示された。自動的情報交換の場合、この問題が当てはまり、データ処理の状況が開示され争いになれば、納税者のデータ保護の権利を保障するような判断が下される可能性があると思われる。わが国の例で言えば、「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針）」に、租税条約等に基づく情報交換により入手したデータについては守秘義務が課されており、開示の求めに対しては国税通則法等における守秘義務解除可否の検討に加え、個々の租税条約等の規定を確認しなければならない。

データ保護に関するEUの姿勢は、ヨーロッパのDNAに刻まれた人間の尊厳を基調にしている。EUにおける憲法的存在であるEU機能条約および憲章がこれを支えており、これまでのEU司法裁判所の判断もまた、基本権の一つである個人データ保護の権利の守護者となっている。租税分野においても、留保を除いては、他分野と同様に（同等のレベルで）データ主体のデータ保護の権利は遵守されると思われる。³⁰⁾

おわりに

本稿は、租税に関する情報交換制度および義務的開示制度とEUデータ保護規範の関係を条文及び判例を分析することにより明らかにした。DACとGDPRが直接争われた事件は現時点で筆者の知る限りないが、DACとプライバシー権の抵触事件および租税データの処理とGDPR（データ保護指令）が争点となった事件を元に

検討することができた。差し当たって、自動的情報交換におけるデータ処理が一般的かつ無差別に行われるのであれば、納税者のデータ保護の権利保障のため、そのようなデータ処理はGDP Rに反する可能性が高いと結論づけた。これに関し、脱税や租税回避のケースを除き、情報交換された情報の開示は容易でないところ、EU司法裁判所で争われる事件をのぞむ。

〔付記〕 本研究は、二〇二一年度の公益財団法人全国銀行学術研究振興財団の助成を受けたものである。

- (1) 情報交換および義務的開示に係るEU立法(二次法)を整理・検討したものととして、拙稿「租税に関する情報交換制度および義務的開示制度とデータ保護の関係に関する研究(2)——EU立法行為における基本権の尊重とその目的の優越——」武蔵野大学経営研究所紀要一〇号——一四頁(二〇一四年)がある。
- (2) OECD (2013), Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting, OECD Publishing.
- (3) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation), [2016] OJ L 119, pp. 1-88.
- (4) See e.g. Joined Cases C-293/12 and C-594/12 Digital Rights Ireland and Seitlinger and Others, EU:C:2014:238; Case C-203/15 Tele2 Sverige AB, ECL:EU:C:2016:970.
- (5) 田中 浩二, Kokot, Juliane, and Pistone, Pasquale, Taxpayers in International Law - International Minimum Standards for the Protection of Taxpayers Rights - Oxford 2022, pp. 393-395.
- (6) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, [1995] OJ L 281, pp. 31-50.

- (7) G D P R の施行により二〇一八年五月に廃止された。後身として、データ保護委員会 (European Data Protection Board) が設立された。
- (8) Article 29 Data Protection Working Party, Statement of the WP29 on automatic inter-state exchanges of personal data for tax purposes, WP230 (2015).
- (9) Case C-465/07 Elgafaji [2009] ECR I-921, para. 28; Case C-571/10 Servet Kamberaj [2012] ECLI:EU:C:2012:233, paras. 62, 63.
- (10) Case C-11/70 Internationale Handelsgesellschaft, ECLI:EU:C:1970:114, para. 4.
- (11) 憲章八条 個人データの保護
一、何人も自己に関する個人データを保護する権利を有する。
二、当該データは、明記された目的のために、当該者の承諾または法律に定められたその他の正当な根拠に基づいて公正に処理されなければならない。何人も、自己に関して収集されたデータにアクセスする権利およびそれを正す権利を有している。
三、これらの規則の遵守は、独立した当局による監督を受けるものとする。
- (12) European Commission, Commission proposes a comprehensive reform of data protection rules to increase users' control of their data and to cut costs for businesses, Press Release (2012).
- (13) 邦訳につき、宮下紘『EU一般データ保護規則』(勁草書房 二〇一八年)を参照。
- (14) Council Directive 77/799/EEC of 19 Dec.1977 concerning mutual assistance by the competent authorities of the Member States in the field of direct taxation, OJ L 336, 27.12.1977, pp. 15-20.
- (15) Council Directive 2011/16/EU of 15 February 2011 on administrative cooperation in the field of taxation and repealing Directive 77/799/EEC, [2011] OJ L 64, pp. 1-12.
- (16) Council Directive (EU) 2023/2226 of 17 October 2023 amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation, [2023] OJ L, 2023/2226.
- (17) Directive (EU) 2021/2101 of the European Parliament and of the Council of 24 November 2021 amending

Directive 2013/34/EU as regards disclosure of income tax information by certain undertakings and branches, [2021] OJ L 429, pp. 1-14.

(8) Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC, [2018] OJ L 295, p. 39.

(19) 国庫省「Kokot and Pistone, supra note 5, p. 407.

(20) https://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation-1/tax-co-operation-and-control/general-overview/commission-expert-group-automatic-exchange_en, last visited 9 September 2021.

(21) Joined Cases C-293/12 and C-594/12 Digital Rights Ireland and Seelingger and Others, EU:C:2014:238.

(22) Council Directive 2018/822/EU of 25 May 2018 amending Directive 2011/16/EU as regards mandatory automatic exchange of information in the field of taxation in relation to reportable cross-border arrangements, [2018] OJ L 139, pp. 1-13.

(23) Case C-694/20, Orde van Vlaamse Balies and Others, ECLI:EU:C:2022:963.

(24) Case C-73/16 Peter Puškár, ECLI:EU:C:2017:725.

(25) Case C-175/20 SIA "SS", ECLI:EU:C:2022:124.

(26) Article 15 (6) of the Likums 'Par nodokliem un nodevām'.

(27) 邦訳につき、宮下・前掲注(13)。個人データは、「(b) 特定され、明示され、かつ、正当性のある目的のために収集されなければならない、当該目的と整合しない方法で追加的に処理されてはならない。公益、科学、歴史研究の目的または統計目的を実現するための追加的処理は、当初の目的と整合しないことを考慮しないものとする」(目的制限)。

(28) 邦訳につき、宮下・前掲注(13)。個人データは、「(c) 処理される目的との関係において必要な範囲で適切に関連性を有し限定されなければならない」(データの最低限化)。

- (29) 同前2017 Tomo, Alessia, Tax Information, Third Parties and GDPR: Legal Challenges and Hints from the Court of Justice, 32 EC TAX REVIEW 4 (2023), p. 152, p. 162.
- (30) 例えば、飛行機の乗客予約記録 (PNR: Passenger Name Record) のデータ移転についても同様である。